

申請枠区分

通常枠

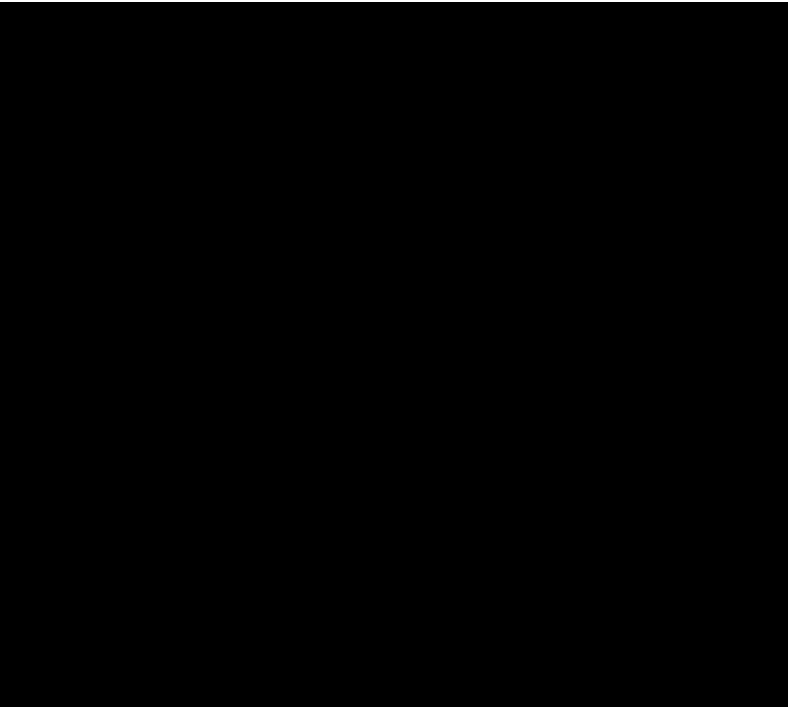
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人ふくしま百年基金

団体代表者 役職・氏名

理事長・鈴木正美

分類

法人番号

6380005012022

団体コード

申請団体の住所

福島県福島市太田町12-30 マルベリービル3F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	～被災地・被災者を元気に！ 失われた地域コミュニティ再生を実現するプロジェクト～		
	事業名(副)	～震災発生より15年、改めて被災地に向き合う～		
	団体名	一般財団法人ふくしま百年基金	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	東北ブロック(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input checked="" type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	④ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑦ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	本件事業が対応する社会課題の中で被災地福島に於ける人口減少問題、特に若年女性の県外流出問題は喫緊の課題だが、その要因として震災に関連する事項の他に、地方に存在する家族制度の伝統的な考え方、女性へのアンコンシャスバイアス等の影響も考えるべきである。又、その解明、対策案の検討、提案等は本件事業の重要なテーマの一つとなっている。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	上記と関連するが、地域の女性に対する無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)、及び、それを増長する外部環境の改善、回復は本件事業が目指す方向性と一致している。

_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	本件事業で支援の対象となる被災地の住民、被災者は、震災前に居住していた地域よりの避難を余儀なくされ、それまでの家族生活、社会生活、地域コミュニティ等の周辺環境のみならず、自身の職業、生業など生活の基盤の全てを失う事態に突然直面せざるを得なかった。地域の復旧、復興が進む中で当時の生活、環境に完全に戻る事は出来ないとしても、日常生活の平穩、安定は取り戻すべきである。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	本件事業実施により目指す最終的なゴールは被災地に生活する住民（帰還者、移住者、元住民など）が新たな環境の元、地元で安定した生活を取り戻すことにあり、SDGsの本件項目、テーマとも合致する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	253/200字
2011年に発災した東日本大震災の地震と津波、福島第一原発事故の複合災害により、福島県内に居住する住民は心身共に非常に大きな被災体験をした。当団体は、県外からの様々な支援を受けるなかで福島県内に拠点をおき、県内外の助成資金仲介など福島県域で活動する民間団体を、資金面で支援するコミュニティ財団として2018年4月に設立された。福島の復興を主要なテーマに、県内の様々な問題について理解を深め、同時に県内外の資源を地域内に積極活用することを通じて、地域の課題解決と百年続く福島の反映の礎を築く為に活動中である。	
(2)団体の概要・活動・業務	288/200字
地域の課題解決のための資金調達、資金提供＋ノウハウ提供等を期待する市民からの寄付、支援により、東北地方では2番目のコミュニティ財団として設立された。設立からまだ間もない2019年「令和元年東日本台風」において被災をした地域への支援助成を実施した。その後、休眠預金制度を活用したコロナ枠（20年度）、通常枠（20年、22年度）では資金分配団体として、福島県内のコロナ禍での困窮者支援活動、団体設立の主要テーマである被災地・被災者支援事業、及び、最近では女性の孤独・孤立防止事業を展開、又、自主財源では困難な状況に立ち向かう福島の女性の活躍を支援する事業等を積極的に展開している。	

II.事業概要

II.事業概要	国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です				
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	福島県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	東日本大震災の被災者、特に双葉郡及び周辺12市町村を中心とした浜通り地域の被災者（帰還者、避難中の元住民など）、何れも日々の生活に問題、不安、困難を抱えている方々。					(人数)	実行団体当たり年間20名程度、6団体合計年間120名程度、3年間合計360名程度を想定	
最終受益者	上記対象者の家族、周辺の方々、地域の住民の方々など。何れも東日本大震災の被害を直接、間接的に被った方々。現在被災地に居住されている方々、及び、今後被災地に居住される方々を想定。					(人数)	上記の想定人数の数倍程度（1000名程度）を想定	

<p>事業概要</p> <p>708/600字</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業では、東日本大震災発生15年を契機に被災地ふくしまの現状を再認識し、従来の被災地、被災者支援活動の総括、振り返りをすると共に、今現在被災地、被災者に必要な支援を実施する。被災地で積極的な支援活動を推進する民間団体の活動を支援、これらの団体の組織基盤強化を通し、今後15年の復興支援活動の継続性の担保を目指す。 ・具体策として、震災時全住民避難となった双葉郡及び周辺12市町村エリアを中心に、失われた地域コミュニティの再建など被災地の住民に有意義な支援活動を実施する民間公益団体の事業を助成対象として採択する。又、採択団体には資金助成、伴走支援を通じて、復興支援の中心的な担い手として、今後の更なる活動強化を後押しする。 ・各採択団体には、県内の現状、問題点の検討、課題の共有の為、活動中に実施される専門家による講演、研修会への参加、及び終了時に合同開催する事業報告会で成果報告と今後必要となる支援活動について各々の提言を求め、民間公益団体による福島復興支援の継続化の推進を図る。 ・資金分配団体としては、本助成事業期間中に今後長年続く福島復興支援を地元主導で推進すべく、地域で活動する民間公益団体の連携強化、ネットワーク化を目指す。その為、県内で長年に渡り中間支援団体として活動する、「うつくしまNPOネットワーク（UNN）」の支援を受けると共に、連携して福島特有の社会課題の解決を目指す。 ・上記一連の活動を通して、被災地ふくしまの現状、課題を含め活動成果報告として、県内の企業、団体、又、昨今関心が薄れつつある県外向けに積極的に公表し、今後15年を見据えた支援の継続への支持、連携を広く周囲にも求める。
-----------------------------	--

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>・東日本大震災発生より間もなく15年になるが、福島県の被災地に於いては、同じ被災3県の岩手県、宮城県と比較し、圧倒的に復興が遅れており、今も課題が山積している。原発事故処理の問題としては福島第1原発の廃炉問題、処理水の海洋放出と風評被害対策、汚染土壌の再利用問題、中間貯蔵施設移設問題、放置農地の再生などは今後何十年にも渡り解決が模索される。</p> <p>・住民レベルでも震災当時全住民避難を余儀なくされた双葉郡、周辺12市町村を中心に現在でも約2万4千人の住民が県内・県外避難を強いられており、被災地の復旧も復興も道半ばと言わざるを得ない。又、同地域では住民登録人口と実質居住者数の乖離が大きく、元住民の帰還を促すには復興拠点以外の地域の除染、道路等アクセスの整備に加え、学校、病院、住居、商店等のインフラ整備が必須となる。</p> <p>・又、昨今県内では若年女性の県外流出（21年、22年統計で全国ワースト）が将来的な人口減少予測と重なり大きな懸念事項となっており、その原因説明、対策が急がれる状況となっている。（震災影響以外にも、就学・就職先不足、産院空白地域・遠方出産問題、女性に対するアンコンシャスバイアスの影響等複数要因が考えられる。）</p> <p>・東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興を国が支援する「第2期復興・創生期間」（5年間）は本年度で終了、岩手県、宮城県への支援は一段落すると報道されている。然しながら、福島の復興・復旧はまだまだ道半ばであり、被災地への第3期以降の支援体制の変化の有無、地元負担の増加の可能性など地元の懸念、不安は非常に大きい。</p> <p>・国政レベルでは、被災地の内、特に被害が大きかった相双地域に大型研究施設等（福島国際研究教育機構F-REI、ロボットテストフィールド等）の移設を通じ、将来的には同地域を宇宙、ロボット、水素燃料、先端技術の集積地にする構想が進んでおり、地域の今後の発展が期待され、新たな関係人口、住民の転入、移住も進むと思われる。</p> <p>・上記の通り被災地の環境も短期で激変して行く状況だが、それ故に、元住民、帰還者、新規移住者・転入者等背景も世代も全く異なる新しい住民同士のコミュニケーション、共存がより一層求められる。又、未だ行政の手が届かない住民向けサービス・支援、喪失したコミュニティ再生の活動と地域住民の交流・連携等、民間公益団体の新たな活動への期待が益々大きくなると思われる。</p>	<p>1007/1000字</p>
<p>(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況</p> <p>被災者支援の面では、県内避難中の被災者に対して基本的には避難元の社協が見守り支援を実施している。又、社協同士の情報共有、連携支援の為、いわき市、郡山市に「社協連携避難者支援センター」が設立、本年更に福島市、南相馬市にも拠点設立予定。又、各自治体は元住民の帰還を促す為に生活インフラの整備（教育、医療、商業施設）を進めると共に、首都圏よりの移住者への移住補助を実施している。一方、大熊、双葉の避難者対象仮設住宅の無償提供は間もなく終了、又、復興公営住宅に於いては、入居条件の緩和、家賃補助の打切り、異なる背景の住民間の分断など新たな問題も生じて来ている。全体的な復興の遅れ、帰還条件の未整備も併い、被災地の地域コミュニティの再生には更なる時間を要する状況にある。</p>	<p>331/200字</p>
<p>(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況</p> <p>20年通常枠、22年通常枠案件に於いて、被災者支援活動を実施する実行団体（延べ18団体程度）の事業を支援した他、22年～25年に単年度事業として各年実施中の当団体SDGs基金、「ふくしまの未来と女性応援ファンド」に於いて、被災地女性のネットワーク構築活動、シングルマザー支援、シェルター事業、妊産婦相談支援等、女性と子どもを支援する事業を実施、展開する民間団体を延べ20数団体支援して来ている。</p>	<p>197/200字</p>

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

278/200字

2018年の設立以来当財団は、様々な形で、ふくしま復興支援、被災者支援に関わって来たが、上記の「第2期復興・創生期間」の終了を捉え、従来の復興支援活動を市民団体レベルで一旦振り返り、今後の支援活動の継続、強化に繋げる事が急務、且つ、重要と考えている。大規模災害発生後の被災地、被災者支援事業として、助成金の規模、その活用用途より休眠預金資金の活用は地元にとっても大変有難く、意義の大きい事業である。又今までの休眠預金活用事業の成果が一般に十分認知されていない状況もあり、本件事業では従来の評価活動に加え、成果報告会の開催、対外発信強化の為に広報強化も目指す。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

本事業終了から3～4年後には、東日本大震災で大きな被害を受けた福島県浜通り地方、周辺12市町村を中心に、大きく損なわれた地域社会の再構築が着実に進み、異なる背景、年代、性別の新旧住民同志の交流、ネットワークを通じて新しい環境の中で地域の人々がそれぞれの生活基盤をベースに安定した日常生活を地元で営むことが出来ている。被災地域では旧住民、帰還者、移住者、転入者の分断の問題は既に解消され、震災で失われた地域コミュニティの再生が新しい形で進んでいる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①福島県浜通り地方、周辺12市町村等に於いて復興支援、地域課題に取り組む6x実行団体の活動が精力的に展開された事により、地域の住民がその成果を享受する事が出来る。		助成事業を通して地域コミュニティの喪失、住民同士の交流等の問題を抱える被災者、住民が抱える日常の問題が解消に向かう。		新規案件の場合：十分な調査がなされておらず実態が把握されていない状況 継続案件の場合：事業の実績をベースに改善点、成果、目標を明らかにする			(事業終了時) 実際のケースをベースに課題の把握と対策を講じ、成果を評価する。
②本件事業を実施する中で明らかになる地域の状況、課題分析を通し、(事業終了時)現在の新たな問題点、今後の課題が地域で認識、共有され、更なる改善の活動、支援に繋がる。		助成事業を通して地域課題への理解度が深まり、向き合い方に多様化等の変化が生じた事を実感する事が出来る。		民間団体ベースで実施された地域の現在地、課題分析に対する纏まった調査結果は少ない状況			(事業終了時) 事業開始と終了時を比較して事業実施の方針、やり方に変化が現れ、より成果が上がる。
③本件事業の過程の進捗報告、特に終盤で実施される合同事業報告会で、6x実行団体の活動の成果と今後の活動の指針が公表され、県内、県外の関係者の「ふくしま」支援への共感、連携が強まり、被災地・被災者への今後の支援がよりニーズに応じた、継続的、強固なものになる。		助成事業の内容、成果が正しく評価、公表され、関係者の理解、共感を得る事が出来る。		民間団体ベースで、ふくしま復興の現在地、課題等の発信が不十分で周囲の共感、理解を得るに至っていない状況			(事業終了時) 事業期間中、及び、終了時に於いて広報、対外発信強化により適切な情報が周囲に共有される。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①福島県浜通り地方、周辺12市町村等に於いて復興支援、地域課題に取り組む6x実行団体の今後の活動が、地域課題の深堀り、専門家のアドバイスにより、より効果的な洗練されたものになる。(研修、勉強会、アンケート調査等)		実行団体向けの研修、勉強会の実施回数、実施後のアンケート評価など		実行団体向けのスケジュール化された研修、勉強会実施は少ない			(事業終了時) 当初のスケジュールに準じた研修、勉強会の実施、及び、参加者のアンケート評価など

<p>②福島県浜通り地方、周辺12市町村等に於いて復興支援・地域課題に取り組む6 x 実行団体、及び、その他NPO等民間非営利団体が見守り、アウトリーチすべき被災者、避難者、住民、及び各々が抱える問題、構図がより鮮明になる。 (実際の助成活動の実施、評価等)</p>		<p>助成事業期間中に実施される資金分配団体との月次MTG、外部委員によるヒアリング等の回数、調査結果など</p>	<p>本件事業のテーマについては未だ纏まった調査、結果報告の事例は少ない</p>		<p>(事業終了時) 調査結果の公表と、それに基づく今後の復興支援の方法、あり方を提言する</p>
<p>③福島県浜通り地方、周辺12市町村等に於いて復興支援・地域課題に取り組むNPO等民間非営利団体の連携、ネットワーク化が進み、今後の支援活動の継続、強化が図られる。 (民間非営利団体の連携、ネットワーク等)</p>		<p>福島県のNPO等民間非営利団体の連携の回数、内容、成果等</p>	<p>実行団体同士で付き合いはあるが、同じテーマに向けての連携、ネットワーク化の事例は少ない</p>		<p>(事業終了時) 6 x 実行団体を中心に、その他民間非営利団体との連携、ネットワーク化が進行する</p>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>事業活動1年目：採択決定後、資金分配団体と資金提供契約締結、出来るだけ早い時期に各実行団体の被災者支援活動を開始する。(実行団体の継続事業の場合は26年度上半期中、新規事業の場合は資金分配団体側と方針等すり合わせの上、出来るだけ早期の事業開始を目指す。) 事業開始後は資金分配団体との月次MTGに於いて、適宜事業進捗状況の確認、見直しを実施する。</p>	2026年4月1日～2027年3月31日	172/200字
<p>事業活動2年目：実行団体毎の被災者支援活動の継続。資金分配団体側との月次MTGに於いて、適宜事業進捗状況の確認、見直しを実施する。又、外部委員会の実地ヒアリング、専門家による勉強会等への参加、他実行団体との意見交換等にも積極的に参加する。</p>	2027年4月1日～2028年3月31日	119/200字
<p>事業活動3年目：実行団体毎の被災者支援活動の継続。資金分配団体側との月次MTGに於いて、適宜事業進捗状況の確認、見直しを実施する。又、外部委員会の実地ヒアリング、専門家による勉強会等への参加、他実行団体との意見交換等にも積極的に参加する。事業終了に向けての事業取り纏め、評価等を資金分配団体側と打合せの上進める。又、事業終了時に実施される合同成果報告会にて各団体の事業報告、今後の支援活動に対する提言を行う。</p>	2028年4月1日～2029年3月31日	204/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>事業活動1年目：事前評価や月次MTG等の通常の伴走支援に加え、支援拡充の一環として企画、実施する研修、勉強会を通して各団体の事業の方向性の確認、支援を実行する。又、地域課題の深掘り、対策等を関係者で共有し、共に考える機会を通して、団体同士の交流、ネットワークの構築に努める。事業年度1年目の終了時には、合同会議を開催し、実行団体よりの事業報告、課題提示に加え、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。</p>	2026年4月1日～2027年3月31日	212/200字
<p>事業活動2年目：実行団体の中間評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目より実施される研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続を目指す。事業年度2年目の終了時には、合同会議を開催し、実行団体よりの事業報告、課題提示に加え、3年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。</p>	2027年4月1日～2028年3月31日	158/200字
<p>事業活動3年目：実行団体の事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目より実施される研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、3年の活動実績を振り返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。各団体とは事業継続に向けた出口戦略の話し合い、支援を提供すると共に事業期間中推進して来た活動団体のネットワーク化を確固たるものにする。</p>	2028年4月1日～2029年3月31日	260/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>本件助成案件の実施は、既に30数団体とは事前アンケートを実施しており、それらの団体へは有力候補先として個別に公募情報を広報する。その他、過去の助成先、当財団ウェブサイト、SNS、地元メディア等へ広報をする。県内で活動する中間支援組織よりはその参画団体、ネットワーク経由、県内の団体向けに広報される。事業開始後は、本件事業の概要、進捗状況についても行政や関係機関に広く情報を発信して行く。又、当団体の広報、発信力強化の為、本件事業実施中に団体HPの刷新、改良も視野にある。事業終了時には合同事業報告会の結果、提言等を積極的に対外公表して行く方針である。</p>	<p>275/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>本件テーマについては、関係団体、地元の専門家、大学関係者と既に意見交換を実施して来ており、今後評価関連、外部委員、アドバイザー等として事業への支援を予定して。将来的には協働して地域社会、喪失したコミュニティの再生に係る活動、事業の展開も図れる様な関係構築を目指したい。そのためには行政、自治体関係者との協力関係構築も積極的に目指して行きたい。上記の活動を前提として、又、当財団の組織基盤、実施体制の保管、強化の為に、本事業では、福島県で中間支援として長く活動するNPO法人うつくしまNPOネットワークに事業参画して貰う事が決定している。</p>	<p>269/200字</p>

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>当財団は福島に設立された県域内の事業を取り扱うコミュニティ財団である。3.11や原発事故の影響は、今後何十年もかかると言われる廃炉が終わってなお、途中経過といえるかどうかの非常に大きい課題である。これらハードの問題が人々の意識、日々の生活にも影響を及ぼしている。他方で、人口減少問題、特に若年女性の県外流出の問題等、因果関係として3.11由来のみとは言いきれない地域課題もあり、本申請のように複合的かつ多角的な視座、専門家の調査、分析も含めて現状をとらえることで問題の構造がより明確に見えて来ると思われる。被災地ふくしまの復興、地域コミュニティの再生の問題は非常に複雑な要因を有するため、休眠預金資金を呼び水に、当財団としては将来的には地元企業、個人・組織の資金援助、ファンドレイジング、各種自己資金調達方策を通じて、事業の継続を積極的に図って行きたい。</p>	<p>377/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>震災発生直後より多くの非営利民間団体が被災地、被災者支援活動に従事して来ているが、優れた活動を展開する民間団体が十分な資金を有する事例は稀である。逆に多くの団体は被災地支援活動を実施、継続する為の資金調達、人材確保に苦慮して日常の支援活動に制限をかけざるを得ない状況がある。そうした環境を考慮すると、金額規模が大きく、人件費等への充当も可能な休眠預金活用事業は非常に大きな意味を持つ。今回事業に於いては、今後15年、それ以降の支援活動の方針、指針を見出す事も大きなテーマだが、実行団体向けの研修、伴走支援を通して、団体自らの組織力向上、組織基盤強化、地域の団体のネットワーク構築等も視野に入れている。これらの活動を通して、本事業終了後にどう言う形で支援活動を継続、強化するかも共に検討、考える場を提供して行きたい。</p>	<p>357/400字</p>

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	547/800字
<p>財団設立後、台風19号の被災者支援事業に携わり、その後本格的な助成事業として①2020年休眠預金・コロナ緊急支援事業採択（総額2493万円を8実行団体へ助成）、②2020年休眠預金・通常枠支援事業採択（3カ年で総額8019万円を4実行団体へ助成）、③2022年度休眠預金・通常枠支援事業採択（3カ年で総額約1.2億円を7実行団体へ助成実行中）、又、2022年より毎年度コープみらいの寄付金により「ふくしまの未来と女性応援ファンド」を運営（本年迄過去4年間で総額1940万円を累計23団体へ助成）し、福島県内の女性が直面している課題解決、改善の為、50万円～100万円程度の助成を継続中である。又、昨年NPO法人ジャパン・プラットフォームとの連携事業（「ふくしまとつくる基金」）を立上げ、県内で活動する4団体の事業を助成（単年度総額700万円）すると共に、地域よりの情報発信を図り、支援の輪の継続、拡大を目指す事業を実施した。当財団は、2018年4月、一般社団法人ふくしま連携復興センターを設立母体とし発足、設立から7年で総額約2.5億円、累計50団体程への助成を行い、POが実際に実務経験を養う現場と人材育成の体制があることで、組織として助成事業に新たに関わるスタッフが経験値を上げている。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	805/800字
<p>本件事業の企画に際しては、過去の助成先への聞き取り、ヒアリング、アンケート調査、並びに、地域の研修会、セミナー等を通して面識のある地元の実務者、研究者、大学関係者との意見交換等を実施して来ている。又、助成事業を企画、実施する上で、各実行団体、関係組織との面談、事業進捗を確認する月次ミーティング等実際の聞き取りの機会に各団体、組織が感じる現在の地域の問題、課題について深掘し、意見交換を実施する様に心がけている。尚、震災発生より15年になり、特別のイベント、事案を除いて福島の被災地の状況、復興の現状については、全国レベルでの話題、報道にはなり難い状況だが、福島のテレビ、ラジオ等のマスコミ、特に地方紙はかなり詳細な情報を発信している為、出来るだけ、それらの情報は日常的に確認し、重要なものは別途ファイル、記録を残す等している。又、対外的な会議、特に、県内の中間支援団体、及び、公的金融機関が定期的に開催する各々の情報交換会、セミナーにも参加し、出来るだけ問題意識を共有する様に努めている。昨今は地元の大学関係者と地域復興、人口減少問題、自治型社会への展望などについて定期的に意見交換する場を設けるなど当団体関係者の見識を広げる機会も積極的に求めている。</p> <p>又、特筆すべき点として、今回の事業に於いては当団体の実施体制の強化策の一貫として、NPO法人うつくしまNPOネットワークよりの事業への参画、支援が実現することとなった。将来的には福島復興に関する助成事業の企画、運営を協働で実施する事も視野に入れているが、今回は事業評価、伴走支援（特に実行団体の組織基盤強化など）、採択団体を中心とした復興支援に従事する実行団体のネットワーク化等に共同で取り組む予定である。震災発生15年を契機に被災地ふくしまの現状、特有の問題を民間団体の視点より再確認し、今後の支援活動の強化、継続に繋げる地域発のムーブメントを起こしたい。</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6団体	
(2)実行団体のイメージ	福島県内で被災者支援事業を経験、展開、企画するNPO等民間非営利団体、且つ、本件助成案件のテーマに合致する双葉郡及び周辺12市町村を対象に支援活動実績を有する、若しくは活動を開始する意欲のある団体。将来の支援活動の方針を他の実行団体、資金分配団体及び、専門家、外部評価者と協働して検討、策定する事が出来ること。被災者の生活支援、居場所の提供、各種相談対応に加えて、地域コミュニティの再生、ネットワークの構築、交流人口の創出等今後の支援活動に貢献出来る団体の参加を期待する。	236/200字
(3)1実行団体当り助成金額	事業期間3年、1団体あたり2000万円上限（670万円/年程度）、6団体合計1.2億円 *総事業費の目安は1億円程度（助成金合計80百万円程度）と規定されるが、民間団体の人件費等の必要経費、妥当な採択団体数を考えると1億円の目安を超過する結果となった。特に、浜通り地域の復興支援、コミュニティの再生、将来的な活動団体のネットワーク化を前提とした場合、採択団体は最低でも6団体程度は確保したい。	196/200字
(4)案件発掘の工夫	当財団の過去の助成先（約50団体程度）、申請されたが不採択となった団体の内有望と思われる相手先、本件事業に関係する団体として既にヒアリング、或いはアンケート調査等を実施した団体、組織には直接、及び、県内でNPO支援を展開する中間支援団体の既存ネットワークを経由して、本助成事業を広く広報し、申請を公募する。公開後、合同説明会、個別相談会を開催し、本件事業の趣旨、事業の骨格を十分理解して貰う方針。	198/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>専任POを2名配置し、経験を有する理事を中心に実施体制を構築して、事業を推進する。対象助成事業に応じて専門家による外部委員会を設置し助成事業の実施、知見の補完、共有を図る。又、評価においては担当POを中心としながら、外部評価者から必要な支援を受ける。具体的な実施体制は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制全体-----内部4名～5名、外部数名 ・マネジメント体制-----事業統括：蛭川靖弘 副理事長、及び、助成事業ディレクション：奥山有二 専務理事兼事務局長 ・経理体制-----経理主担当1名/・PO体制-----PO主担当1名、従担当1名/・その他-----外部評価アドバイザー起用、外部専門家委員会設置など <p>尚、今回事業においては上述の通り、当団体の実施体制の強化、補完の観点より、NPO法人うつくしまNPOネットワークの支援を受けるべく事前調整済み。具体的には外部委員として事業の客観的評価を担う他、実行団体向けの伴走支援（特に組織基盤強化等）、将来的な活動強化、継続を目指し実行団体のネットワーク化を共同で推進して行く方針。今回の事業の実績を踏まえ、将来的には福島復興支援に向けたコンソーシアム組成等も視野に入れている。</p>				525/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	2	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用		既存PO人数	1 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	業務比率05. ～0.6を想定	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>助成決定にあたっては、利益相反を回避する観点から、弊財団の規定類の順守、理事長以下執行役員会による相互確認、並びに監事による確認を随時はかる。コンプライアンス委員会への報告、情報開示等も適時行う。</p>				98/200字	
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	～被災地・被災者を元気に！ 失われた地域コミュニティー再生を実現するプロジェクト～
	団体名	一般財団法人ふくしま百年基金

	助成金
事業費	141,085,200
実行団体への助成	120,000,000
管理的経費	21,085,200
プログラムオフィサー関連経費	23,944,800
評価関連経費	13,035,000
資金分配団体用	7,035,000
実行団体用	6,000,000
合計	178,065,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	47,028,400	47,028,400	47,028,400	141,085,200
実行団体への助成		40,000,000	40,000,000	40,000,000	120,000,000
-					
管理的経費	0	7,028,400	7,028,400	7,028,400	21,085,200

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,981,600	7,981,600	7,981,600	23,944,800
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,982,400	4,982,400	4,982,400	14,947,200
その他経費	0	2,999,200	2,999,200	2,999,200	8,997,600

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,345,000	4,345,000	4,345,000	13,035,000
資金分配団体用	0	2,345,000	2,345,000	2,345,000	7,035,000
実行団体用		2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	59,355,000	59,355,000	59,355,000	178,065,000

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人ふくしま百年基金		
郵便番号	960-8068		
都道府県	福島県		
市区町村	福島市太田町		
番地等	12-30 マルベリービル3F		
電話番号	024-573-2640		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://cf-fukushima.org	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2018/04/11		
法人格取得年月日	2028/04/11		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スズキマサミ
	氏名	鈴木 正美
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	3
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	20
申請前年度の助成総額 [円]	62,525,890
助成した事業の実績内容	2022-2024年_ふくしまの未来と女性応援ファンド_第1期～第3期、休眠預金20年緊急枠_福島子ども・若者をコロナ禍から守る、休眠預金20年通常枠_福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る、休眠預金22年通常枠_女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクトなど

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	被災地・被災者を元気に！失われた地域コミュニティ再生を実現するプロジェクト
団体名:	一般財団法人ふくしま百年基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	評議員会運営規則	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第5条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第10条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第4.5.6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第16条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則	第2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4、5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規則	第13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3-9条及び別表
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3-18条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬等支給規程	第2-3条及び別表
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬等支給規程	第4-6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第4-5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	助成・褒賞先行委員会規程	第7条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第4-5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6-9条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6-10条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条および別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4-5条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7-9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2-11条および別表
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第8-10条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7-11条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条および別表1
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15、19-22条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6・22条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8、10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15-20条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第39-48条